

**いわゆる「労災かくし」の
排除のために**

平成13年10月31日

建設労務安全研究会
労務管理部会
労働災害等報告に関する小委員会

はじめに

“労災かくしは犯罪である”…こんなリーフレットを労働基準監督署で、現場で、そして教育の場で必ず見ているはずです。

発生した労働災害を、報告しなかったり、ウソの報告をしますと司法的制裁が科せられます。

業務上の労働災害は、不休または4日未満か4日以上に大別でき、労働安全衛生法により、4日以上災害については遅滞なく、所轄労働基準監督署長に、事業者（事業を行う者で労働者を使用する者）が報告することになっています。

労災かくしは、とすれば労災保険で処理すれば労災かくしにならないと理解している人がいますが、これは間違いです。

労働災害を隠して得をする人は誰もいません。労災かくしによる弊害は多々あり、なかでも被災者をもっとも不幸になるだけです。

今年2月に、厚生労働省労働基準局長により「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」の通達が出されました。この背景には種々の問題が危惧された結果ではありますが、労災かくしがここ10年間で約3倍にもなったことが最大の理由と思われる。

当部会では、今年度のテーマとして「いわゆる労災かくしの排除」について研究することになっていただけない、タイムリーな通達でありました。

3月15日に、厚生労働省監督課より加藤敏彦中央労働基準監察監督官をお招きし、平成3年の通達以降の取組み、事例、処分、対策の強化等の講演をお聞きし、これを契機に委員による検討を始めました。この講演の要旨は次のとおりでした。

- ①いわゆる「労災かくし」の定義と根拠条文
- ②実態 「報告せず」80% 「虚偽の報告」20%
- ③発覚の端緒は被災者・家族・同僚からの連絡（80%）、労働基準監督官の調査（10%）
- ④司法処分の大部分を占める動機は元請事業者への配慮（60%）
- ⑤元請事業者に対する司法処分（共同正犯、教唆、幫助）（20%）
- ⑥処分後の措置では、メリット還付金の返還、全工期無災害記録の取消、返還
- ⑦処分が厳しい理由は、被災者の保護に欠ける（精神的、身体的、経済的ダメージ）
- ⑧労災かくしを許すと、災害防止への取組み、意欲の欠如に
- ⑨適切な労働基準行政に対する阻害要因になる
- ⑩ポスター、リーフレットによる労災かくし防止のための啓発
- ⑪「労災かくし相談コーナー」の設置
- ⑫社会保険庁との連携強化
- ⑬司法処分は報道機関へ発表
- ⑭第68号通達は労働災害防止団体、建設事業者団体、日本医師会等多数の団体へ通知

本小冊子では、定義、ふたつの通達、犯罪の動機、事例、対策等を盛り込みました。労災かくしは絶対にあってはならないことです。そのための資料を作成したと思っています。

職員、協力会社等関係者への教育に利用していただき、いわゆる「労災かくし」の排除に努めていただくことを希望するものです。

平成13年10月

以上

I 定 義 (いわゆる「労災かくし」とは)

労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため、故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの、および虚偽の内容を記載して提出するものをいう。(平成3年12月5日 基発第687号より)

根拠条文

労働安全衛生法第100条（報告等）第1項

「厚生労働大臣は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる」

労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）

1. 「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」
2. 「前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、前項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」

罰 則

労働安全衛生法第120条 5号（50万円以下の罰金）

「第100条第1項または第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者」

労働安全衛生法第122条（両罰規定、50万円以下の罰金）

「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する」

Ⅱ 通 達 (詳細は巻末参照)

1 「いわゆる労災かくしの排除について」

基発第687号 平成3年12月5日

要 旨

1. 事案の把握及び調査

- (1) 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出がなされた場合には、当該報告書の内容を点検し、必要に応じ関係書類相互間の突合を行い、災害発生状況等の記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- (2) 被災労働者からの申告、情報の提供がなされた場合には、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと。
- (3) 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- (4) 上記(1)から(3)により把握した事案については、実施調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること。

2. 事案を発見した場合の措置

- (1) 労災かくしを行った事業場に対しては、司法処分を含め厳重に対処すること。
- (2) (3) 通達参照
- (4) 建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、平成3年12月5日付基発第685号「建設事業無災害表彰内規の改正について」(巻末参照)をもって指示したところにより、当該無災害表彰状を返還させること。
- (5) 労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあつては、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理をおこなうこと。

不自然と思われる事案等

1. 事案の動向

- (1) 業種別件数については、建設業が最も多く過半数を占め、次いで製造業となっていること。
- (2) 発覚の端緒については、被災労働者等からの申告・情報の提供によるほか、別紙（省略）に示す事例のとおり、職員が労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等に記載された災害発生状況等に疑問を持ち、必要な調査を実施した結果、発覚したのもも多く含まれていること。
- (3) 動機については、建設業にあつては、無災害記録の更新または元請事業者からの指示・圧力もしくは元請事業者への配慮によるものが6割以上占め、製造業にあつては、資格外外国人労働者の発覚を恐れるものが過半数を占めている。

2. 事案の把握及び調査（特に、建設業及び金属製品製造業に重点を置くこと）

- (1) 関係書類の受理時の点検及び相互間の突き合わせ
 - ① 特に、次の事項に配慮して、記載内容が不自然と思われる事案の把握に努めること。
 - (イ) 災害発生後、著しく遅延して提出されたもの。
 - (ロ) クレーン・移動式クレーンまたは車両系建設機械を使用している場合で、災害発生状況及び災害発生当時のクレーン等の使用状況に不自然さが認められるもの。
 - (ハ) 災害発生状況からみて休業見込日数、傷病の部位、被害の程度に不自然さが認められるもの。
 - (ニ) 建設業にあつては、災害発生場所が、資材置場・自社敷地内等の建設現場以外であるもの。
 - (ホ) 金属製品製造業にあつては、外国人労働者を多く使用しているもの。
- ② 休業補償給付支給請求書等の受理時の点検、受理に際しては、特に、次の事項に配慮して、災害の原因及び災害発生状況欄等に係る記載内容が不自然と思われる事案の把握に努めること。
 - (イ) 休業補償給付支給請求書の新規受理に際しては、被災者が特別加入者である場合を除き「労働者死傷病報告提出年月日」欄の記入のないもの。

(ロ) 建設業にあっては、災害を発生させた工事現場の名称等からみて、本来元請の労働保険番号で請求すべきものを、下請の労働保険番号で請求していると思われるもの。

(ハ) 療養補償給付たる療養の給付請求書およびレセプト（診療明細）の受理に際しては、療養補償給付たる療養の給付請求書の「災害原因および発生状況」欄の記載内容から推定される傷病の部位等と、レセプトの「傷病の部位および傷病名」欄に記載された内容が不自然と思われるもの。

(ニ) 前記①の（イ）から（ホ）に掲げるもの。

③ 関係書類相互間の突き合わせ

前記①及び②により、記載内容が不自然と思われる事案を把握した場合には、次の事項に留意し、関係書類相互間の突合わせを行い、記載内容の整合性の確認を行うこと。

(イ) 労働者死傷病報告書と休業補償給付支給請求書等に記載された労働保険番号が一致していること。

(ロ) 労働者死傷病報告書の「発生日月日」欄と、休業補償給付支給請求書等の「負傷または発病年月日」欄の記載内容が一致していること。

(ハ) 労働者死傷病報告書の「傷病の部位」欄と、療養補償給付たる療養の給付請求書の「傷病の部位および状態」欄等の記載内容が一致していること。

(ニ) 労働者死傷病報告書の「休業見込日数」欄と、休業補償給付支給請求書の「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」欄等の記載内容がほぼ一致していること。

(ホ) 労働者死傷病報告書の「災害発生状況及び原因」欄と、休業補償給付支給請求書等の「災害の原因及び発生状況」欄の記載内容がほぼ一致していること。

(ヘ) 統括管理状況報告書の「労働災害の発生状況」欄と、提出された労働者死傷病報告書が一致していることを確認すること。

(2) 被災労働者等からの申告等

被災労働者その他関係者から申告・情報の提供がなされた場合、および社会保険事務所から、被災状況からみて労災保険の適用を受ける疑いがある旨の照会のあった場合については、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書・休業補償給付支給請求書等の関係書類の提出の有無を確認し、またその相互間の突合わせを行い事案の内容を把握すること。

2 「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の 一層の強化について」

基発第68号 平成13年2月8日

要 旨

1. 建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながる事のないよう制度運営に万全を尽くす。
2. 事業主、労働者等に対する周知・啓発
3. 企業トップへの啓発

労災保険法改正案に関する国会での質疑、付帯決議

平成12年11月2日 参議院労働・社会政策委員会より

《質疑》……メリット制を拡大することによって、当該業種、産業に労働災害防止の努力、ゼロ災害達成の努力と、労災かくし等との間には裏腹の関係にある。この点について、今回の改正に伴って労働省はどのような考えを持っているのか。

政府参考人……メリット制は、確かにマイナスの点もあるが、メリットもある。性善説にたてば事業主が災害防止に努力する。

労働大臣……労災かくしの防止については、これまでも労働基準監督機関において、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じて、事業者に対して指導を徹底している。仮に、労災かくしの存在が明らかになった場合には司法処分も含めて対処している。今後とも、あらゆる機会を通じて事業者に対し指導を徹底するとともに、新たに建設業等の関係団体に対する指導文書の発出、医療機関用ポスター等の作成、配布、安全パトロール等を活用した啓発等の労災かくし防止の取組みを積極的に行う。さらに、労災かくしの対策について行政と労使がともに検討を行う場を設けることを考えている。

《付帯決議》（第150回臨時国会の労働者災害補償保険法等の改正に係る審議において）

建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと。

文書要請先

労働災害防止団体等（13団体）

建設業事業者団体（32団体）

事業者団体（89団体）

全国社会保険労務士会連合会

日本医師会

Ⅲ 労災かくしはなぜダメなのか

建設業の安全管理の水準が上がり、意識も向上し、災害も減少してきています。そのため、店社や現場における安全意識が高まれば高まるほど、労働災害は絶対に発生させたくないものです。

しかし、このような気持ちが強すぎると労働災害の発生を隠蔽するという誤った行為を行うことになりかねません。

労災かくしに対して司法処分を含め厳しく対処することになっているのは次の理由によるものです。

1. 労働基準監督機関が災害発生や発生原因等を把握し、当該事業場に再発防止対策を確立させるとともに、広く労働災害防止に役立たせることにある。
2. 労働災害の発生状況を正確に把握し災害原因を究明することは、労働災害発生防止対策の推進にとって重要である。
3. 事業所内において、災害発生の実態に目をつぶることとなり、自主的な再発防止対策を講ずることができなくなる。これは事業者による労働災害への取組み、意欲の欠如につながる。
4. 労災保険による適正な保険給付が行われず、下請業者や被災労働者が負担を強いられることになりかねない。これは非人道的な行為である。
また、健康保険の適用は、労災保険に比して不利益となる。
5. 会社利益優先であれば人命尊重が損なわれる。

Ⅳ 送検事例

(略)

V 労災かくしを意図する動機

1. 営業上の理由

- (1) 下請にとって今後の取引に影響すると考えた。
- (2) 下請が将来ともに当該元請と取引を継続したいことを察知した被災者が、労働基準監督署に報告していないことをネタに下請社長を脅したため、後日になって報告した。

2. 無災害記録更新のため（メリット還付金のため）

- (1) 元請けの支店が数年間無災害継続中であることを知っていたので、当該現場からの事故報告により記録が中断することを懸念したため、自社で処理した。
- (2) 労働基準監督署からモデル現場と紹介された関係から、報告できず下請の労働保険番号を使い、下請の資材置場で事故があったように報告した。
- (3) 日頃から、元請所長から絶対に事故は起こさないよう厳しく、また繰返し指示されていた。（元請の厳しい安全管理）
- (4) 2～3日の打撲が1ヶ月の治療を要する症状になったが、家族から労災保険の適用を強く要請され、やむを得ず下請の労働保険番号を使って報告した。それまでは下請で治療費、休補費を賄っていた。

3. 元請所長、職員への配慮（迷惑をかけられない）

- (1) 事故により所長の評価にかかわることと聞いていたので、元請け特に所長に迷惑がかかるといけないので事故報告をしなかった。
- (2) 元請職員の勤務評定に影響すると思ったので自社で処理した。

4. 発注者との関係

- (1) 建設業法で禁止されている一括請負に抵触することをおそれ報告しなかった。
- (2) 経営事項審査の「工事の安全成績」（社会性）のランクアップのため、他所で発生したように報告した。
- (3) 発注者に対する配慮。

5. 外国人労働者

- (1) 外国人労働者がケガしたが、不法就労であったため入管法違反として罰金を科せられることをおそれ元請に報告しなかった。

6. その他

- (1) 災害発生現場が労災保険に加入していなかったため、事業主から社会保険等を強要され使用したが、将来に不安が生じ労働基準監督署に相談した。

VI 防止対策（こうすれば防げる労災かくし）

1. 店社で実施

- (1) 労災かくしは犯罪であることの啓発を行う。
- (2) 経営首脳の前防止のための決意と至達を行う。
- (3) 下請契約時、事業者に対して厳しく指導し、不慮災害であっても必ず報告すべきことを指示する（後日の申し出では現認できないこともある）。
- (4) 故意に、下請と共謀し、教唆または補助した者に対する社内懲罰規定を定め、昇格・昇進・賞与等に影響するなど厳しく処罰すること。
- (5) 店社安全衛生パトロール時に必ず指導する。
- (6) 元請の現場から当該店社に、直ちに報告させるルールを徹底する（報告するかどうか思考する時間を与えないために）。
- (7) 店社の安全衛生委員会、幹部会議、安全祈願祭、安全管理者研修等で指示伝達し、また教育する。
- (8) 現業部門での意識を高揚させる。

2. 現場で実施

- (1) 災害防止協議会、工程打合せ等の機会に災害の発生状況を問う。
どんな小さなケガでも報告しやすい雰囲気をつくる。また、統括安全衛生責任者から報告の義務を厳しく指導する。
- (2) 万一、災害が発生したとき「当社（協力会社）で処理します」という申し出にはハッキリと断ること。
- (3) 新規入場者教育に、当人に対してどんな小さいケガでも報告することを義務づける。また、遵守事項に記載する。
- (4) 朝礼時の作業指示に入れる。
- (5) 不慮災害については追跡調査を実施する。
- (6) 災害が発生した場合は、必ず店社の安全担当者が現場へ行き再発防止のための指導を行うことを定例とする。

3. その他

- (1) メリット還付金は当初より原価に算入しない。
- (2) 施工者は発注者とともに労働災害防止のために充実した安全管理を実施することは当然であり、努力しているが、それでも災害が発生すると発注者から元請に、元請から下請に対する企業責任の追及となりやすい。再発防止に眼を向けるべきである。

(巻末)

基 発 第687号
平成3年12月5日

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

通達 「いわゆる労災かくしの排除について」

標記については、平成3年2月「平成3年度労働基準行政の運営について」の第3の2をもって、厳格に対処するよう指示したところであるが、これが具体的な実施については、下記によることとしたので、その的確な処理を図り、いわゆる労災かくしの排除に徹底を期されたい。

記

1. 基本的な考え方

労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策の推進にとって重要なことである。

最近、労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの（以下「労災かくし」という。）がみられるが、このような労災かくしが横行することとなれば、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進をゆるがすこととなりかねず、かかる事案の排除に徹底を期する必要がある。

このため、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努め、万一、労災かくしの存在が明らかとなった場合には、その事案の軽重等を的確に判断しつつ、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずるものとする。

2. 事案の把握及び調査

労災かくしは、事業者が故意に労災事故を隠蔽する意思のもとに行われるため、その事案の発見には困難を伴うものが多いが、疑いのある事案の把握及び調査に当たっては、特に次の事項に留意し、関係部署間で組織的な連携を図り、的確な処理を行うこと。

- (1) 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出がなされた場合には、当該報告書の内容を点検し、必要に応じ関係書類相互間の突合を行い、災害発生状況等の記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- (2) 被災労働者からの申告、情報の提供がなされた場合には、その情報に基づき、改めて労

働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと。

- (3) 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- (4) 上記(1)から(3)により把握した事案については、実地調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること。

3. 事案を発見した場合の措置

労災かくしを行った事業場に対する措置については、次に掲げる事項に留意の上、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずること。

- (1) 労災かくしを行った事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処すること。
- (2) 事案に応じ、事業者に出頭を求め局長又は署長から警告を発するとともに、同種事案再発防止対策を講じさせる等の措置を講ずること。
- (3) 本社又は支社等が他局管内に所在し、同種事案について管轄局署の注意を喚起する必要があると思われる事案、特に重大・悪質な事案等については、速やかに局へ連絡し、必要に応じ関係局間・本省とも連携を図り、情報の提供その他必要な措置を講ずること。
- (4) 建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、平成3年12月5日付け基発第685号「建設事業無災害表彰内規の改正について」をもって指示したところにより、当該無災害表彰状を返還させること。
- (5) 労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあつては、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこと。

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

通達「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の 一層の強化について」

いわゆる労災かくしの排除については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」（以下「687号通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、近年労災かくし事案として労働安全衛生法第100条及び第120条違反で送検した件数が増加しており、このことから労災かくし事案の増加が懸念されるところである。

一方、第150回臨時国会における労働者災害補償保険法等の改正に係る審議においても労災かくし対策を徹底すべきであると指摘され、また「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと。」との附帯決議がなされたところである。

こうした状況を踏まえ、今般、本省において、別添1のとおり労働災害防止団体等の長に対し、別添2のとおり建設業事業者団体の長に対し、別添3のとおり事業者団体の長に対し、別添4のとおり全国社会保険労務士会連合会会長に対し、及び別添5のとおり社団法人日本医師会長に対し、労災かくしの排除についてそれぞれ文書要請を行ったところであり、これを踏まえ、都道府県労働局においても、管内のこれら団体（各支部）及び都道府県医師会に対して、同旨の文書要請を行われたい。

また、当面、687号通達による対応を引き続き推進するとともに、下記により、労災かくしの排除に係る的確な対応を図られたい。

記

1. 事業主、労働者等に対する周知・啓発

本省から別途配布するポスター及びリーフレットを活用し、労働保険の年度更新のほか、集団指導、監督指導、個別指導、労働保険料の算定基礎調査・滞納整理時等あらゆる機会を通じて、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

また、労働災害防止団体や事業者団体が実施する安全パトロールに、都道府県労働局又は労働基準監督署の職員が同行する場合においても、同リーフレットを活用し、事業主等に対し、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

さらに、ポスターについては、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所に掲示することはもとより、医師会、関係機関等に対しても、その掲示の依頼を行うとともに、労災かくしの排除に係る周知・啓発の協力を得るよう要請を行うこと。

2. 企業トップへの啓発

本省においては、中央労働災害防止協会が行う「安全衛生トップセミナー」において、労働基準局幹部が、労災かくしの排除について企業のトップに対して直接要請を行うこととしているところであり、各局においても、局長等局幹部が出席する同旨の会合等において、労災かくしの排除について企業トップに対して直接要請を行うこと。

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

通達「建設事業無災害表彰内規の改正について」

建設事業無災害表彰については、特に中小規模建設事業における安全意識の高揚を図ることを目的として、昭和31年3月14日付け基発第129号により制定されて以来、現在、多くの事業場がこれを目標に災害防止活動を推進しており、事業場の安全水準の向上に多大の効果を収めているところである。

本表彰の決定に当たっては、従来より労働者災害補償保険による保険給付支払状況、労働者代表の意見聴取等による確認を行い、本表彰制度の適正な運用を図ってきたところであるが、一部に、現に災害が発生しているにもかかわらず無災害表彰を申請する等いわゆる「労災かくし」等の不正な行為が認められたところであり、従来にも増して適正な運営を確保する必要性が生じている。

このため、今般、別添のとおり本表彰内規の一部を改正し、平成3年12月10日から適用することとするので、その効果的な運用を期されたい。

なお、今回の改正点は下記のとおりである。

記

無災害表彰状を授与した後に、当該表彰に係る現場において業務上の災害の発生が判明した場合には、当該表彰状を返還させることとしたこと。

建設事業無災害表彰内規（新）

（目 的）

第1条 この内規は、建設事業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この内規は、事業の期間（以下「工期」という。）が予定される事業であって、労働基準法第8条第3項に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上のものに適用する。

（表彰状授与）

第3条 労働省労働基準局長は、前例に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供される交通機関を利用中に発生したものを除く。）が発生しなかった事業場に様式第1号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第4条 労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

付 則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降において竣功した事実に応用する。

Ⅳ 送検事例

委員会として収集した送検事例は全部で45例で、それらを大別すると次のように分類できました。

	被送検者(職種)		官 民		動 機 (主として)				
	元請事業者	下請事業者	官 庁	民 間	下請の営業上	勤務評価	不法就労	無災害	建設業法
虚偽の報告	4	18	12	4	9			5	
報告せず	7	25	22	5	15	2	1	6	1

1. 虚偽の報告 (主として)

被 送 検 者		官 庁	災害発生状況(概要)	動 機	そ の 他
元請事業者	下請事業者				
	法人 副社長 管理部長	官庁	護岸工事で、負傷。自社の資材置場で発生したと虚偽の報告。労災保険を使用せず、自社で措置していたが治療費等がかさみ、労災保険に切り替えた。	元請に配慮。	
法人 所長 副所長 現場安全課長		官庁	元請は、ダム建設現場(下記3件も同現場)で休業を伴う労働災害が発生したことを知りながら統括管理状況報告においてゼロとして虚偽の報告をした。	(元請)労災保険の運用 会目的か (下請)元請に同調。	(元請) 下請に指示。また、「統括管理状況等報告」で虚偽報告もあった。(則第98条違反)
	法人(リース) 代表取締役		リース会社のクレーン運転手がクレーンのシーブとワイヤロープの間に挟まれ右手指を骨折。休業前4ヶ月の虚偽。同社の貯留場で負傷したとして虚偽の報告。		
	法人 土木課長		作業員がコンクリート打設中左足を骨折。別の現場で負傷したと虚偽。		
所長 副所長2人 現場安全課長 現場元事務課長	法人 現場代理人 労務課長兼 代表取締役		作業員がキャリヤダンプから飛び降り左手指を骨折。別の現場で負傷したと虚偽報告。		共同証 従犯
法人 現場代理人	前業所長	官庁	地下鉄環状線建設工事、トンネルセグメントに足を挟まれ足を骨折。	(元請)事故が多発していたため発注者から注意があったばかり、発注者からのクレームを恐れた。 (下請)元請に配慮、治療費等自社負担。	(元請) また、「統括管理状況等報告」で虚偽報告もあった。(則第98条違反)
	代表者	官庁	高速道路の管理施設新築工事。掛糸で右手を打たれ負傷。自社の資材置場で足場板等の設置中に負傷したとして処理。	元請の労災保険を使うと迷惑をかけ、仕事ももらえなくなると思った。	
所長 事務主任	法人 社長	官庁	国道舗装工事、コンクリートブレーカを使って路面破砕作業中、ブレーカの先端左足先を直撃し左親指を骨折。全治1ヶ月の虚偽。「下請の資材置場で作業中に負傷した」と虚偽報告。	同じ元請の別の作業所で4ヶ月前に事故があり、今後の発注に影響を及ぼす(元請の事情) 虚偽報告を拒否すれば元請から今後の発注に影響が出る(下請の事情)	元請と下請は共謀して労災隠し
	法人 専務	民間	信濃線新築工事、コンクリート圧送作業中、生コンクリートをホームの筒先から顔面に浴び、両眼部化学眼炎等の傷を負う。58日間の休業。 「休業3日」として虚偽の報告。	元請からの工事の発注に悪影響を及ぼす。	

2. 報告せず（主として）

被送検者		官 民	災害発生状況(概要)	動 機	そ の 他
元請事業者	下請事業者				
	法人 常務取締役	官庁	橋梁建設工事で、小型発電機を運搬中、仮設階段から転落し右足を骨折。	不法就労外国人のため、籍注者・元請への迷惑。今後の事業活動への影響を恐れた。	
	営業所長 元営業所長 法人 代表取締役	官庁	道路改修工事で、掘削した溝の中で作業中、コンクリート側壁が落下し左足を骨折。	労災扱いしないとの元請の意向により、1次下請が2次下請を教唆し、2次下請は取引の関係上報告しなかった。	1次下請の2名は教唆犯（刑法61条）
所長	専務 法人 社長	民間	鉄筋コンクリート造の新築ビル工事、型枠組立て作業中、型枠大工（59才）が約1m転落し左足趾を骨折。全治3ヶ月の負傷。	元請事業者に迷惑をかけた。また今後の営業活動に支障が生ずる。	共同正犯（刑法60条）
	法人 社長	民間	地下鉄環状部建設の工事、シールド架台組立作業中、左足親指を骨折。加療49日間（休業2日間）。	元請からの工事の受注に悪影響を及ぼす。（内部告発で発覚）	
	法人 代表取締役 現場代理人	官庁	庁舎建築工事で、型枠解体作業中、ローリングタワーが転倒し、約9ヶ月間の右大腿骨骨折。	元請に事故発覚を恐れた。被災者から後遺障害補償等を請求され、対応できず署に相談。	
現場所長 法人 支店長 (則第664条 違反)	営業所長	官庁	鉄筋コンクリート造の新築ビル工事、型枠大工（57才）が作業中の災害により右膝半月板損傷等を負傷。休業約12ヶ月の負傷。労災保険の給付を受けられないまま長期の療養を余儀なくされていた被災者は不安を感じ労働基準監督署へ相談に訪れ発覚。	（元請）某公園から某社に発注され、某社は元請に「丸投げ」したが、災害発生により不正常な契約関係が公園に露見することを恐れたため報告しなかった。 元請は特定元方事業者であるにもかかわらず、「特定元方事業者報告」を報告していなかった。	労災かくり（則第97条）は、元請と1次下請との共謀による違反（共犯）。 特定元方事業者開始報告（則第664条）は元請事業者の違反。
現場代理人 総務部長	法人 代表取締役	官庁	市営住宅新築工事、1次下請の労働者がシート養生中に高さ約5mの外部足場の作業床から墜落し、胸椎圧迫骨折。	今後の営業活動に支障が生ずる。	元請の現場代理人及び総務部長は幫助。

委 員

稲垣 敏治 (地 崎 工 業)
白 杵 正純 (三 菱 建 設)
江 藤 利幸 (大 豊 建 設)
大 島 稔 (日 鳶 連)
小 林 公寿 (淺 沼 組)
今 田 和男 (松 井 建 設)
西 頭 和彦 (西 松 建 設)
篠 輝久 (ラ イ ト 工 業)
空 井 英 雄 (鴻 池 組)
高 氏 隆 (熊 谷 組)
部 会 長 千 村 公 人 (佐 藤 工 業)
土 谷 裕 一 (鉄 建 建 設)
小 委 員 長 星 野 勝 之 (西 松 建 設)
松 田 省 吉 (株 木 建 設)
馬 渡 啓 光 (青 木 建 設)
宮 澤 嘉 人 (竹 中 工 務 店)

(50音順)
